

□ 市立駐車場 (21か所)

資料5

(概要)

- ・ 違法駐車による交通渋滞及び交通事故の解消、商業・業務など都市活動の維持・向上を図ることを目的に、平成3年4月、本市の駐車施策のマスタープランである「大阪市駐車基本計画」を策定
- ・ 駐車対策の一環として、公民あわせて7,000台の駐車場整備を目標に公的駐車場を約3,500台整備
- ・ 現在、条例により、地上駐車場5箇所、地下駐車場の14箇所、バス駐車場2箇所の計21箇所を管理運営
- ・ 21か所を、収支均衡をはかるためA～Eの5区分にグルーピングし、指定管理者へ委託

(A区分：4か所 B区分：4か所 C区分：4か所 D区分：3か所 E区分：5か所)

※長居公園地下駐車場は公園の指定管理業務に包含

市立駐車場 (21か所)

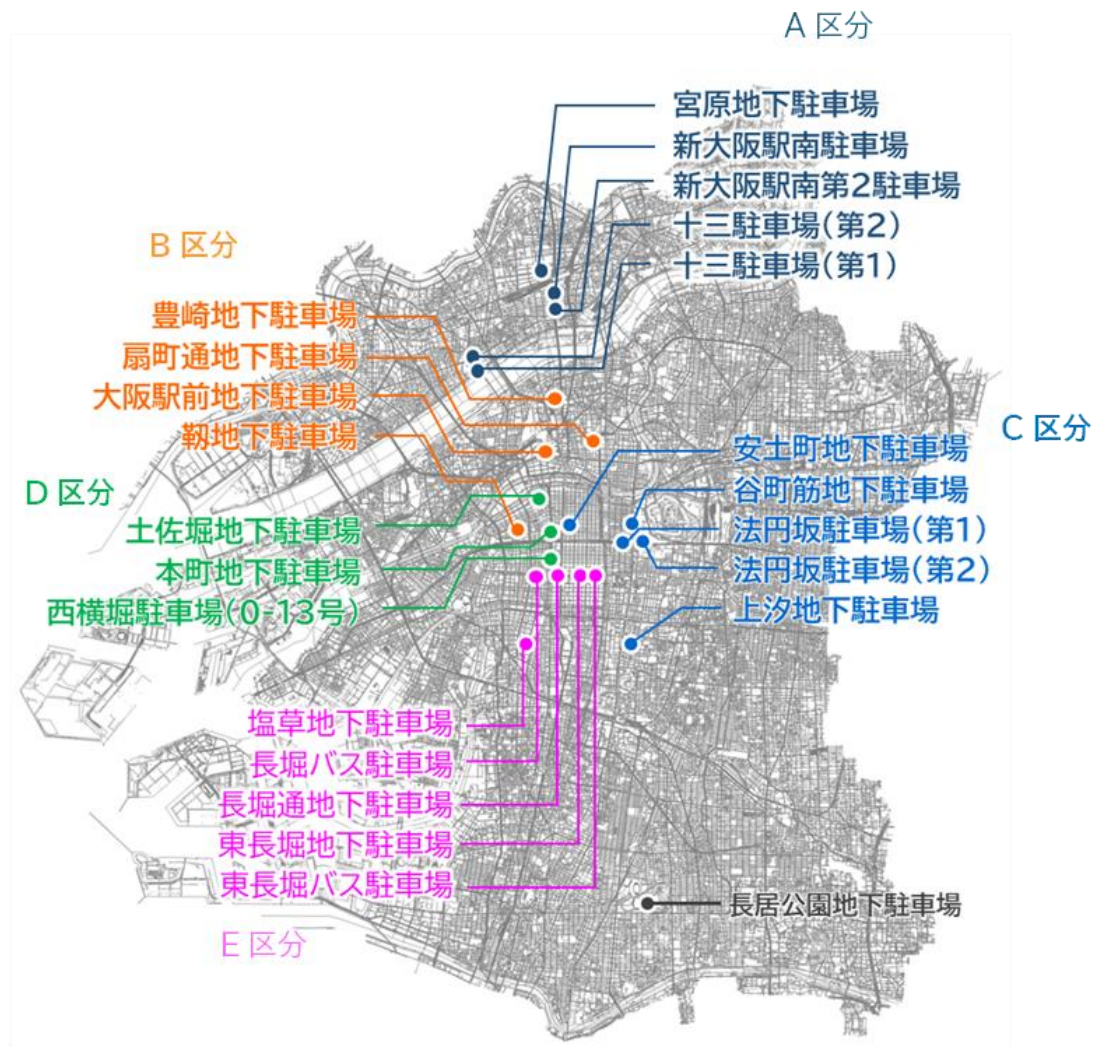


図 駐車場位置図

出典:国土交通省「基盤地図情報ダウンロードサービス」に加筆

□ 市立駐車場 (21か所)

(令和7年度実績)

現区	4区割	駐車場名	所在道路		供用開始 年度	現行区分	収支 (区計)	(参考) 維持補修費等
淀川区	1	十三駐車場	市・国道	十三バイパス高架下・国道176	S48	A	約1.8億円	約10億円
淀川区		新大阪駅南駐車場	市道	新御堂筋高架下	S49	A		
淀川区		宮原地下駐車場	市道	歌島豊里線道路下	H8	A		
淀川区		新大阪駅南第2駐車場	市・国道	新御堂筋高架下・国道423号	H19	A		
北区	2	豊崎地下駐車場	市道	豊崎鷺洲線道路下	H10	B	約1.3億円	
北区		扇町通地下駐車場	市道	扇町公園南通線	H6	B		
北区		大阪駅前地下駐車場	市道	梅田駅前線	H7	B		
西区	3	西横堀駐車場	府道	府道高速大阪池田線	S41～45	D	約15.1億円	
中央区		法円坂駐車場	市道	築港深江線	S46	C		
浪速区		塩草地下駐車場	市道	浪速公園地下(浪速区第8948)	H10	E		
西区		本町地下駐車場	市・国道	大阪港線・国道172号	H10	D		
西区		土佐堀地下駐車場	市道	江戸堀線道路下	H10	D		
西区		靱地下駐車場	市道	靱公園地下(備後町線)	H7	B		
中央区		長堀通地下駐車場	市・国道	大阪八尾線・国道308号	H9	E		
中央区		谷町筋地下駐車場	府道	大阪和泉南線	H11	C		
中央区		安土町地下駐車場	市道	井池筋線	H13	C		
西区		長堀バス駐車場	市・国道	大阪八尾線・国道308号	H11	E		
中央区		東長堀バス駐車場	市・国道	大阪八尾線・国道308号	H14	E		
中央区		東長堀地下駐車場	市・国道	大阪八尾線・国道308号	H17	E		
天王寺区	4	上汐地下駐車場	市道	市道天王寺区第8601号線道路下	H11	C	約0.5億円	
東住吉区		長居公園地下駐車場	国道	長居公園地下、国道479号	H14	長居公園と一体		
							約18.6億円	

収支(現行)	
A	約1.8億円
B	約2.2億円
C	約1.1億円
D	約7.2億円
E	約6.1億円
長居	約0.3億円

(経営状況)

- ・ 市立駐車場の財源は現在、道路公社解散に伴う3セク債に対する償還にあてており、R10で償還完了予定
 - ・ 市立駐車場は老朽化した大規模地下駐車場が多く、償還が完了するR10以降の駐車場収益は基金に積み立て、来る大規模修繕に充当する予定
-
- ① 各区で収支差が生じ、今後の大規模改修（補修）時において、各区間での財源調整が調整が必要となることから一元管理すべき
 - ② 大規模改修（補修）時において技術職員（土木・電気・機械）が必要
 - ③ 都心部における地下空間については、有事の際のシェルター機能等有効活用の可能性はある

 “広域”へ仕分け

□ 第4回法定協議会（7月31日）

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（1/5）

..... A:1回目協定書ベース
 - - - B:2回目協定書ベース
 C:東京都ベース

まちづくり、都市基盤整備		
法令等事務	地方公共団体事務+任意事務	
府 都 道	・拠点まちづくり(新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地域など) ・北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務 ・公園(広域公園) ・緑化事業計画関連業務 ・港湾事業	広域
政令指定都市	・都市計画(マスタープラン、区域区分、都市再生特別地区等) ・都市計画(高速道路、一般国道、都道府県道、都市高速鉄道) ・指定区間の国道、都道府県道の管理 ・指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理	
中核市	・市街地再開発事業認可 ・一級河川(道頓堀川、東横堀川以外)の水面清掃 ・南港ポートタウン関連業務 ・広域事業用地取得	基礎
	・地域まちづくり(都・区) ・住宅市街地総合整備事業、公共団体施行の土地区画整理事業(都・区) ・公営住宅等(都・区) ・交通政策(総合交通対策、鉄道の安全性向上、バスネットワーク維持改善等)(都・区) ・市立駐車場の管理運営(都・区)	
一般市	・市街化区域・調整区域内の開発許可 ・建築基準法に基づく建築確認(特定行政庁) ・連続立体交差事業(20万人以上の都市または特別区) ・屋外広告物の規制 ・開発審査会	
	・下水道の管理 ・都市計画(用途地域、特例容積率適用地区等) ・上水道の管理 ・都市計画(地区計画等) ・市町村道の建設・管理 ・準用河川の管理	

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

30

□ 第6回法定協議会（8月26日）

事務分担案(引き続き協議を行うもの)

事 務	東京都ベースの仕分け	前回協定書	基礎とする案		広域とする案	
市立駐車場の管理運営	広域・基礎	基礎	基礎	・地域のまちづくりに資する事業 ・違法駐車対策など地域の実情に応じた取り組みが必要	広域	・繁華街中心に偏在し、利用者も区内に限らない ・機械式が多く、技術職員の確保が課題

5